

星野 泉 明治大学政治経済学部教授

# コロナとともにある危機

世界のトップが、戦争と表現するような日々がまもなく1年になろうとしている。世界の人々は、コロナとともに生きることを強いられ、それ故、日常生活の中にある政治・経済・社会の様々な問題が、時にかき消され、時に静かに拡大しつつあるように見える。人間は、つらいことより楽観的な見方をする方が楽であり、このあたりわかりやすい議論に流されてしまいがちとなる。

経済危機や災害、今回のコロナ危機においてもしばしばみられた消費税の税率引き下げ論。消費税を下げる本体プラス税の110を100か105にしても9%、4.5%の負担減である。なぜ、Go to キャンペーンのクーポンやふるさと納税の返礼品が3割、あるいはそれ以上と大幅なのかといえば、数%程度では効果が薄いからである。家や高級外車など高額商品ならば数%でも多少の影響があるとみられるが、まさに格差拡大を促すことになる。税を下げる、財政規模を下げれば、歳出の見直しにより規模の大きい社会保障分野や地方への交付金、補助金に影響を与える。地方や個人にとって「自助」の範囲が広がるということになる。保健所や公務員の削減により、コロナ対策が混乱したことは記憶に新しい。与野党に減税論者があつて政治が分かりにくくなっているが、欧州で消費税の高い国は所得税も高く、概して格差の小さい国である。減税があれば経済が良くなる、税が高ければ人も企業も外国に逃げていくというのであれば、ヨーロッパの高負担国の人1人当たりGDPが高いこと、そんな税の高い国の人口が増えていることの説明がつかない。減税論は福祉社会志向からの脱却を意味し、自己責任、自助社会、すなわち公に期待しない社会に向かう覚悟が求められる。

## ほしの いずみ

立教大学大学院博士後期課程研究指導修了。経済学修士。明治大学政治経済学部助教授を経て、1997年から明治大学政治経済学部教授。専攻は財政学、地方財政論。著書に『税のかたちは国のかたち—財政再建のための24のポイント—』(朝陽会、2015年)、『自治体財政がよくわかる本』(イマジン出版、2014年、共著)、『スウェーデン高い税金と豊かな生活』(イマジン出版、2008年)など。

地方自治。明治大学危機管理研究センターは、2011年に、人口100万人以上の政令市と東京23区の住民対象として防災意識動向調査を実施した。大地震や水害など自然災害時に誰を信頼し、頼りにするか。「とても」「ある程度」を合わせ、「家族」と「自分自身」がそれぞれ79%、75%、「区市」が50%、「都道府県」が43%、「国」は36%にすぎず、「民間企業」はさらに低く12項目のうち最低で30%程度となつた。ここには、BSE（牛海绵状脳症）や新型インフルエンザといった感染症からの健康被害についても同じ問い合わせがあり、全体にやや少なめではあるが順位は変わらない。一般論としての行政の信頼度も、高い順に「区市」49%、「都道府県」44%、「国」は25%なっている。さらに、役所、首長、議員との接触度合いも、規模が大きくなるにしたがって落ちていく。国より都道府県、都道府県より市区町村、それよりコミュニティ。まずは自分で考え、家族で議論することが自治の根本である。政治、行政の透明度を考えても、汚職案件の場合、国会議員より地方議員、首長の進退の方が敏感であることをみれば、どちらが住民を意識しているかは明白である。そんな中、大阪を見る府への集権論、東京都の首都直轄論の中に、中央集権志向が見えてきた。スピード感、決定力、二重行政の解消は、わかりやすいがゆえに飛びついてしまいがち。小さな政府論は、再分配の大きさではなく権限のことであつてほしい。

『あなた自身の社会—スウェーデンの中学校教科書』(新評論、1997年)では、スウェーデンの制度を基に、法律と権利、人間関係や多様性、家計、地方自治と民主主義、社会保障に至るまで幅広く触れている。「グループ」について触れたところでは、「権威的グループ」

において忖度が生まれやすいことを挙げ、そうしたところでは、リーダーもメンツを守るためタフなリーダーを演出する傾向にあり、それが真実を誤らせる可能性に触れ、民主的な自由な議論に向けた討論の重要性を指摘する。「コミューン」(市町村)については、選挙、執行部、委員会、教区、行政の問題点などかなり細かい制度的説明があり、投票とともに候補になることの意味を示した上で、政党や議席に関しての議論の必要性を述べている。政治参加の方法として、1人では無力でも、「成功を勝ち取るのは他の人々と一緒にやるべきです。多くの人々が集まりデモをすれば、統治者はより真剣に耳を傾けようしますし、マスメディアのより大きな関心も引き付けることになります」と説く。工場設備の更新と広告、宣伝に触れたところでは、広告をうってたくさんの量の商品が売れても、無理な需要創出であったなら、無駄なものが増え環境問題になるとまでいう。また、選挙権のない世代でも、決定に影響を与える方法はあるとして、給食への生徒の不満解消に向けた活動、若者が管理する「若者会館」立ち上げ事例が挙げられ、声を上げること、行動の有用性を提示している。

戦後あまりにも時間がたちすぎたことで民主主義の理解があいまいとなってきた中でのコロナ禍である。生活経済政策12月号は、そこにどのような危機があるか、起きているか、現実的にどのような対応が可能か、あるいはどう実施しているかなど、幅広くご議論いただいた。教育・文化、財政、行政・自治、福祉、の分野で、新たな「ものさし」を提示していただけたのではないかと考えている。■

# 学校一斉臨時休業の子どもたちへの影響とその後

## 寺脇 研

京都芸術大学客員教授

2020年2月27日という日付を、わたしは決して忘れないだろう。明治5年に始まった我が国学校教育の歴史に残る乱暴な決定が行われた日だ。

この夜突如、安倍晋三首相(当時)が「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請した」(首相官邸HP)のである。こんな重大な「要請」が、いきなり出されてしまった。

仰天したのは、わたしだけではあるまい。おそらく全国の学校教育関係者が驚いたはずだ。なにしろ、148年の歴史を持つ日本の学校制度において、初めての事例なのである。

教師にも適用された安倍内閣の「働き方改革」に従って定時に退出していたなら、学校は既に無人の時間帯であり、まともに対応できるのは金曜日である翌28日しかない。そして週末になるから、実質は、いきなり29日土曜から4月上旬まで長期休業になってしまうではないか。休業期間の対応を検討し、この急に決まった事態を子どもたちや保護者に

知らせ周知を徹底するのに、たった1日の時間しかないというのだ。

3月は学年末であり、その学年における1年間の児童・生徒の成績判定をする重要な時期だ。卒業式をどうするかも考えなければならない。卒業する子どもたちにとっては、学校生活が突然終わりを迎えることになる。その心理的ケアをどうするか。休業中の自宅学習課題をどうするか。その上、中学校の場合、高校入試の時期もある。それを1日で準備させようなんて、無茶苦茶にも程がある。

太平洋戦争末期の1945年に4月から1年間の授業停止が定められたことがあるが、これは中等教育年齢の生徒を勤労動員などに行かせるためのもので、現在の小学校に当たる国民学校初等科は通常通りだった。しかも、東京、名古屋の大空襲はじめ主要都市が潰滅し始めた非常時にもかかわらず、2週間前の3月18日に閣議決定され告知されている。

それをたった1日しか間がないとは、学校運営の実態を知る者からすれば、暴挙としか言いようのないタイムスケジュールである。当然、文部科学省は再考や時間的猶予を求めたというが、側近と目される萩生田光一大臣の献言さえ首相は一切聞き入れなかつた。

ところが翌朝になって、一斉ではなく各学校、地域で柔軟に判断してほしいと言ひだす。急にそんなこと決めて、学校がなくなると両親が働いている子どもたちはどうすればいいのか! と多くの国民

### てらわき けん

東京大学法学部卒業後、文部省(現・文部科学省)に入省し、2006年退官。

著書に『官僚批判』(講談社、2008年)、『「官僚」がよくわかる本』(アスコム、2010年)、『文部科学省—「三流官庁」の知られざる素顔』(中公新書ラクレ、2013年)、『危ない「道徳教科書』』(宝島社2018年)、『国家の教育支配がすすむ』(青灯社2018年)など。

が怒りを表明したからだ。一斉臨時休業のはずが、「期間や形態は地域や学校の実情を踏まえ各学校の設置者に判断を委ねる」（文部科学省事務次官通知）になった。こうした「暮令朝改」のドタバタ劇が学校現場をいっそう混乱させたのは言うまでもない。

そのうえ、休業を「子どもの安全と健康を守るために」と説明した。そうではないだろう。学校がクラスター（感染者集団）となって感染が拡大し、死に至る可能性の最も高い高齢者や持病のある人に打撃を与えるのを回避する狙いが第一ではないのか。子どもの罹患率や死亡率は、その時点でも極めて低かったのだから。3ヶ月ほど後の話になるが、日本小児科医会は、世界の新型コロナウイルス小児感染症から解ってきたこととして、5月26日に次の見解を発表している。

- ・子どもが感染することは少なく、ほとんどが同居する家族からの感染である
- ・子どもの重症例はきわめて少ない
- ・学校、幼稚園や保育所におけるクラスター（集団）発生はほとんどない

実は、子どもの安全と健康を守るために学校の役割は極めて大きいのである。保健室とそこに常駐する養護教諭がいるし、いざとなつたら校医もいる。毎朝、教師による「健康観察」もあるし、給食だって念のため「検食」という名の「毒見」がなされている。休業を余儀なくされた学校の代替機能を務める学童保育よりも、よほど行き届いているのだ。

ならば、子どもたちにきちんと説明すればいい。君たちは若くて元気だから心配は少ないので、お年寄りや病人には命に関わる病気だから、その人たちを助けるために学校へ行くのを我慢してほしいのだと。教科書で道徳を教えるより、よほど胸に響くはずだ。

そんな説明さえ、政府は行おうとしなかつた。

だが、専門家の意見も聞かず「政治決断」した安倍首相の唐突な「要請」の影響は、極めて大きかつた。最終的には各学校設置者に判断が委ねられた

ものの、結局のところ約99%の公立校が「要請」に従つたのだから、事実上首相による決定に等しい。

本来、学校を休業にする法的権限は設置者固有のものだ。それを踏みにじつたとされても仕方のないくらいの強権発動だった。あくまで「要請」であつて「命令」ではないと説明するのだろうが、そもそも公立学校の設置者である自治体教育委員会に対して働きかける主体は文科相であつて首相ではない。直前にあった検事長定年延長の一件と同じく、脱法行為的な匂いが漂う。

そんなドタバタで始まった臨時休業は、案の定、さまざまな混乱を招いた。急に学校がなくなった子どもたちは戸惑い、学校以外の子どもの居場所を確保しなければならない親たちは狼狽した。学校生活に、卒業式なしの淋しい終わり方をしたケースも多い。コロナウイルス感染拡大防止のために、そこまでするだけの価値があったのだろうか…。

「教育を受ける権利」は、憲法26条に定められた国民の権利である。憲法13条で「国政の上で、最大の尊重を必要とする」とされているそれを制限する根拠は、同条が定めた「公共の福祉に反しない限り」との条件しかない。コロナ感染拡大による社会の破滅が「公共の福祉」に反する状況であり、それを防止するためだというのは理解できるから、制限されるのも仕方はない。

一方、憲法27条で保障されている「勤労の権利」の制限は、学校臨時休業より1ヶ月以上も後に緊急事態宣言が発出されてからだった。しかも一斉ではなく、東京など7都府県が4月7日で、それ以外は16日である。こちらは、経済的側面を最後まで勘案してなかなか進まなかつた。憲法上同等の規定であるにもかかわらず、大人の権利はぎりぎりまで守られ、子どもの権利は安易に遮断された。

一斉臨時休業に何の意味もないとは言わない。感染拡大防止に一定の効果はあつただろう（しかし、それは各地域の感染者出現状況に応じて行われても、ほぼ同じだったに違いない）。むしろ大きいのは、社会に事態の深刻さを意識させたことの方だ。たしかに、学校が一斉に休業するという前代未聞の施策に、国民がショックを受けたのは事実である。コロナ

に対する警戒心が一気に高まった。

ところが3月19日、これまた科学的根拠なしに、萩生田文科相が学校再開に向けて次週に発表を行うと発言する。マスコミはすぐにこれを報じ、国民は新学期から学校が再開されるものと思い込んで安心してしまう。これが、20日～22日の三連休に気の緩みを生じさせ、行楽地などへの大量の外出となつたのが、結果的に感染大幅拡大となつたのである。これでは、学校休業ショックの効果など帳消しではないか。

で、地域別に対応せよとの文科相メッセージを受け、一応、新年度の始業については正常な形で決定されつつあった。設置者ごとに熟慮がなされ、地域ごとの感染状況等を十分考慮して適切な始業時期と形態を選び、さまざまな形で入学式や授業が行われようとしていた。これこそ、地方分権を旨とする教育委員会制度の本分だ。現実に即し工夫を凝らしたさまざまな対応に、拍手を送りたいと思っていた。

ところが、三連休後の感染者急速増加によって、4月7日の緊急事態宣言である。7都府県の学校は休業へ逆戻り。それでも、残る40道府県はなんとか学校を始めようとしていた。そこへ、いつもながら唐突な全国緊急事態宣言である。この時点で感染者ゼロの岩手県まで含め、一気に緊急事態扱いとなつた。どうやら、全国一律に一人当たり10万円配布するというこれまた唐突な政策変更を正当化する狙いも併せ持つていたようだが…。

これで、学校はまたもや全国一斉休業になつてしまふ。2月のときには一応、春休みが終わる4月初めには再開するとの「出口」が示されていたのに対し、今度は全く先の見えない状態だった。そんな中で学校休業にどう対応すればいいのか。日本の子どもたちは、前代未聞の状況にさらされていく。

その後、経済面を考えてのことだろうが、政府は5月の連休が明けると、なし崩し的に緊急事態宣言を解除し始める。5月25日には首都圏を含む全国を解除対象とするに至つた。あくまで、これ以上の経済崩壊を防ぐために、医学的見地と経済的見地のバランスを考えた結果の決定なのだろう。

だが、経済とは直接関係なく生活している子どもたちに関しては、大人の世界の決定など関係ない。彼らは、3月からずっと学校を奪われてきたのだ。3ヶ月ほどの我慢の末、ようやく学校再開のプロセスが始まった。

各学校は、再開の手順にさぞや苦心を重ねたことだろう。なにしろ、冒頭にも述べたような前代未聞の事態を收拾しなければならなかつたのだ。全国民が、改めて学校の存在意義を感じたことだろう。同時に、その運営を支えているすべての職員の仕事の大切さに気づいてくれたとしたら、学校に対する今後の意識を変えることができるだろう。

新型コロナが流行した初動段階で、われわれ皆が医療従事者たちの献身的な仕事ぶりに感謝した。続いて自粛で家にこもつた生活を支えるために働いてくれる、運送、配送、食品販売などの業種に助けられた。これらの人々は、エッセンシャル・ワーカー（生活を営む上で欠かせない仕事をする人）と呼ばれ、極めて尊重されている。

そして今、学校へ戻つてくる子どもたちを迎え、彼らがウイルスに感染しないよう細心の注意を払いつつ学校生活ができるだけ元通りに近づけようと奮闘している現場の教職員もまた、エッセンシャル・ワーカーと言えよう。そうした頑張りあってこそ、子どもたちは心身とも健やかに育つことができる。

大切な子どもたちを預かる場なのだから、そこで働く教職員に対し厳しい要求をしたくなるのはわかる。また、二十数年前あたりは、学校の側にも閉鎖的な面があり保護者や地域住民を寄せつけない雰囲気があつて不信感を招いたケースがあったのも事実だ。それにしても、21世紀に入ってからここの十数年の教職員バッシングはいささか度を過ぎたものがあったのではないか。

小泉純一郎政権や橋下徹率いる大阪維新の会の公務員改革路線の中で、公立学校の教職員も一緒にされた部分もある。「休まず、遅れず、働かず」の怠惰な公務員がいたとしたら改善すべきなのは当然だが、大多数の教職員は「ブラック労働」とされるほどの業務を黙々とこなしているのだ。

この際、国民の皆さんに改めてもう一度教職員

の働く姿を注視してもらえないだろうか。コロナ下で学校がどのように運営されているかについては、保護者だけでなく住民の皆さんも強い関心があるだろう。もちろん、問題点があれば指摘してもらっている。でも、エッセンシャル・ワーカーと認められるだけの働きがあるようなら、励まし讃えてほしい。

今回の法的にも科学的にも根拠なき一斉臨時休業が、教職員の仕事ぶりの再評価につながるなら、この暴挙に些かの価値はあったことになるだろう。

と同時に、われわれは、否応なしに対処を迫られる「コロナ後」と称されるこれから時代の教育について真剣に考えていく必要がある。当面の対応だけでなく中長期的な未来をも見据え、教育の在り方を根本的に見直すべきだ。

たとえば、オンライン授業の重要性が明らかになったことから、小中高等学校で子ども1人に1台のPCを配備する「GIGAスクール構想」が大幅に前倒しされ、今年度中にはほぼ達成できるようになった。そうすると、オンライン授業のウエイトが飛躍的に増したり、対面授業でもPCを使った展開が多く用いられるようになつたりしそうだ。

一方で、夏休みの短縮や1日の授業時間増など、休業期間中の学習の遅れを取り戻すために子どもたちの学習負担が過重になっている傾向があるのには、気をつけなければならない。なにしろ、学校が再開になった途端、社会の関心は〈学力〉をいかに回復するかに集中した。保護者だけではない。マスコミも、そのことばかりを取り上げる。子どもたちは、再開当初の分散登校、校内での「三密」防止行動、今夏の暑さの中でのマスク着用などさまざまな新しい困難に直面しているにもかかわらず、とにかく早くたくさんの授業を受けて〈学力〉をつけるように駆り立てられている。

たしかに、失われていた学習の機会を回復していくことは重要だ。憲法26条には「教育を受ける権

利」が保障されている。言うまでもなく、それは極めて重要な子どもの権利なのである。

ただ、子どもたちが取り戻さなければならないのはそれだけではない。長期休業という異常事態の間に抱え込んでしまった心や身体の問題をどうするか。この間、子どもたちの心は大きく傷ついた。納得のいく理由説明がないまま長期にわたって不自由な生活を強いられたのだから、どの子にとっても精神衛生にいいわけがない。大なり小なり不満を抱え続けたはずだ。

親もテレワークなどで慣れない仕事の仕方に戸惑うことが多かったろうし、生活の不安を感じて不安定になった面もあるだろう。家庭内の児童虐待が増加、深刻化し、学校からの通報がないぶん潜在化した。非行、家出や中高生の望まない妊娠も増えた。また、生活のリズムが崩れたことにより、体調に影響のあった子どもも少なくないようだ。学校給食休止のために食生活が貧しくなった例も数多く見られる。

憲法で保障されているのは、「教育を受ける権利」だけではない。憲法25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を定めている。これは、経済問題だけを指しているのではなく、心と身体の健康を保つ権利である。虐待や苦痛や孤独感やひもじさを、子どもに耐えさせてならないのは当然だ。

「学び」「心」「身体」の三要素すべてに目配りをしていかなければならないのではないか。「学び」は、慌てずじっくり時間さえあければ、いくらでも取り戻すことができる。しかし、「心」を乱したり「身体」を損なつたりすれば、簡単には回復できない。最悪の場合は、ずっと引きずる結果になってしまう。今はこちらへの対応にこそ、十分な配慮が求められる。大人であっても、コロナへの過剰な心配や生活変化のせいで心や身体を病むことが少なくないのだから。■

# コロナ禍における 日本の財政赤字の現状と課題

浅羽 隆史

成蹊大学法学部教授

## 第二次補正後253兆円の 国債発行総額

コロナ禍に対し、2020年度は4月から6月上旬にかけ2度の補正予算を編成した。これは、東日本大震災直後の2011年度を上回る早さの補正である。補正の規模も、東日本大震災時を大きく上回る。第二次補正後の一般会計歳出は160.3兆円の史上最大規模で、当初予算と比べ57.6兆円の歳出増となった。企業の資金繰り対応(15.5兆円)、特別定額給付金(12.9兆円)、新型コロナウイルス感染症対策予備費(11.5兆円)、持続化給付金(4.3兆円)、医療提供体制等の強化(3.8兆円)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(3.0兆円)、家賃支援給付金(2.0兆円)、Go To キャンペーン事業(1.7兆円)が主な支出内容である。新型コロナウイルスに対する医療や防疫など国民の命や健康を守る為の対応や、緊急事態宣言の

発令や外出の自粛等による需要の急速な縮小などに対し、政府による十分な支出は絶対に必要であり当然のことである。もちろん、精査が必要な事業や後述のような問題を含んでいるものの、コロナ禍での一定規模の財政出動は当然であろう。

この結果、一般会計の国債発行額は、建設国債18.7兆円、赤字国債71.4兆円の合計90.2兆円で、当初予算の32.6兆円から歳出増加分だけ増大している。なお、2020年度はかなりの税収減も予想されるが、第二次補正までは含めておらず、今後の国債発行額はさらに拡大する可能性が高い。

新型コロナウイルスへの対応では財政投融資も追加したため財投債も増発され、2020年度の国債発行総額は当初計画から99.8兆円増の253.3兆円となった。増加分のうち85.3兆円をカレンダーベース市中発行で調達し、そのうち60.9兆円は割引短期国債で、年限6ヶ月が45.6兆円、年限1年は15.3兆円となっている。利付債は2年債が9.0兆円、5年債は5.4兆円とやはり年限の短いものの増加幅が大きく、長期金利の指標の10年債は4.5兆円増にとどまる<sup>1</sup>。国債発行計画改定に際しては、いわゆる市場との会話を経ているはずで、機関投資家などは長期債を望んでいないことがわかる。発行側の政府としては、低金利下で長期債を多く発行し長期的な利払費の抑制に努めるのが常道だが、年限の短い国債の発行で金融市場への影響を最小限にし、金利上昇なく消化しようと腐心する姿が伺える。

あさば たかし

中央大学大学院経済学研究科博士後期課程中退。経済学修士。専門分野は財政学、地方財政論。富士総合研究所主任研究員、白鷗大学教授等を経て、2015年より現職。主な著書に、『新版 入門財政学』(同友館、2016年)、『建設公債の原則と財政赤字』(丸善、2013年)、『格差是正の地方財源論』(同友館、2009年)。

表 G7各国の財政状況（一般政府、名目GDP比）

(単位：%)

	財政収支			プライマリー・バランス			政府債務残高		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
日本	-2.6	-12.9	-7.4	-2.5	-12.7	-7.2	225.3	247.6	256.9
アメリカ	-7.3	-16.8	-11.8	-4.2	-13.7	-8.7	108.5	131.8	139.9
イギリス	-2.1	-14.2	-12.1	-0.2	-12.3	-10.2	116.1	142.2	148.6
ドイツ	1.4	-9.1	-7.5	2.0	-8.6	-7.2	69.3	92.3	95.9
フランス	-3.0	-12.0	-8.2	-1.7	-10.6	-7.0	124.2	148.3	151.7
イタリア	-1.6	-12.8	-9.7	1.6	-9.3	-6.2	156.2	194.7	191.8
カナダ	-0.3	-9.2	-4.9	-0.2	-8.8	-4.8	94.5	105.8	110.1
OECD計	-3.3	-12.7	-9.2	-1.6	-10.9	-7.4	109.9	130.8	136.5

(注) 2020年及び2021年はOECDによる予測で、Double-hit scenarioによるもの

(資料) OECD (2020) *Economic Outlook 107*(June,2020),OECDにより作成。

## コロナ後の財政運営が問われる

OECD（経済協力開発機構）の予想によると（表）、第二波到来（Double-hit）シナリオ<sup>2</sup>での2020年における日本の一般政府財政赤字の水準は、フローで見ると財政収支とプライマリー・バランスともにG7各国で高い方だが、アメリカやイギリスと比較すれば低く、突出している訳ではない。また、2019年と比較した上昇幅についても、やはり大きい部類に入るものの、イギリスやイタリアに比べればやや小さい。各国ともに新型コロナウイルス対策として財政支出があり、また国によっては減税や課税の繰り延べなどで財政赤字を大幅に拡大しており、日本だけの問題ではない。

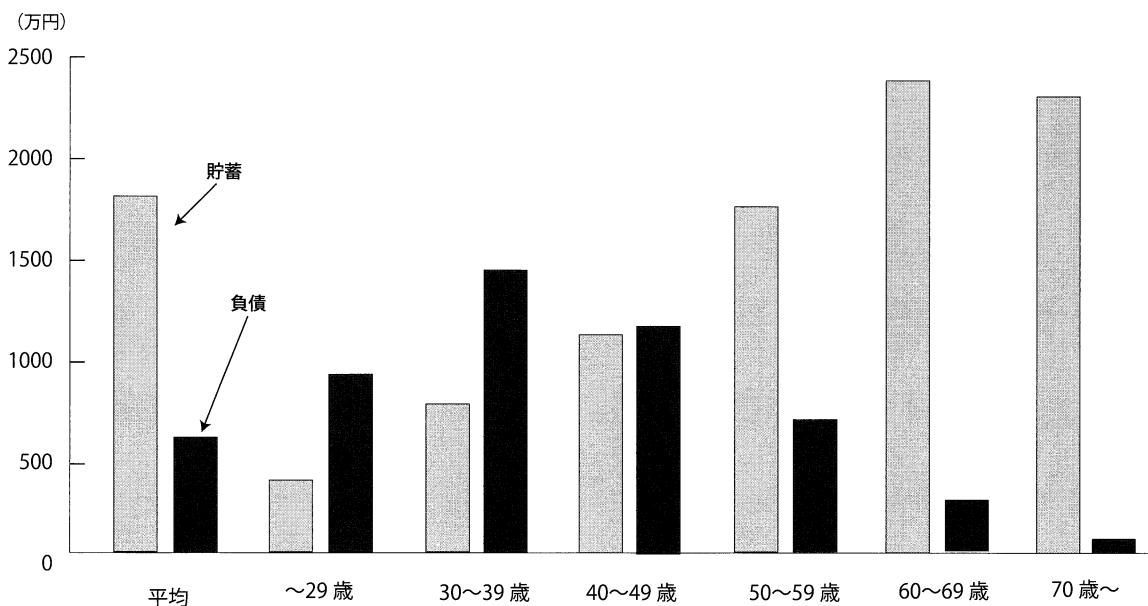
日本の財政赤字の大きさは、ストック面において顕著である。2020年の政府債務残高（グロス）の名目GDP比は、G7各国中最も低いドイツの3倍弱、OECD平均の2倍弱。日本に次いで比率の高いイタリアより、50%ポイント強大きい。もちろん日本の政府債務残高の名目GDP比の水準は、第二次世界大戦中を含め最高である。なお、OECDの

Economic Outlook 107では純債務残高（ネット）の数値が公表されていないものの、ネットで見ても2019年にG7各国中最悪だったことを考えれば、結論は大きく変わらないだろう。

財政赤字によるマクロ経済への悪影響では、一般的に金利の上昇やインフレの発生、クラウディング・アウトなどが危惧される。しかし少なくとも当面は、金利の急激な上昇やインフレの発生といった事態は考えにくい。国内・海外ともに需要が低調なうえ、中央銀行による莫大な貨幣供給により、ソブリン危機の際に金利が急騰したギリシャやイタリアでさえ、低金利で推移している。日本の長期金利もコロナ禍前と比較すればやや高いとはいえ、非常に低い数値で推移している。

財政赤字によるマクロ経済への悪影響の恐れは、コロナ禍が一定程度終息した後である。第二次世界大戦直後のようなハイパーインフレまではさすがに生じないだろうが、金利上昇やインフレ、そして不況とインフレが同居するstagflationの発生には注意しなければいけない。理論的には、財政赤字が金利上昇やインフレにつながらないという学説もある。従来からの考え方では中立命題、最近では現代金融理論（MMT）に従えば、一定の条件

図 世帯主の年齢階級別貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(2019年)



(注) 二人以上の全世帯

(資料) 総務省統計局(2020)『家計調査年報(II貯蓄・負債編)令和元年』日本統計協会、により作成。

下での財政赤字はマクロ経済に悪影響を及ぼさない。あるいは、自国通貨でのみ債務を負っている場合や、国内で貯蓄投資差額が資金余剰の際には問題を生じないといった考え方もある。

しかし、歴史的に見てそうした理論を完全に信じ現実の政策に反映させることは、非常に危険である。バブル崩壊後の日本でさえ、短期的には運用部ショックやVARショックなど長期金利の上昇局面は幾度も経験している。金融市場の激しく不規則な動きを、軽く見てはいけない。また、日本銀行の国債保有額は2020年10月末で560兆円と日本銀行の資産の8割弱に達する。第二次安倍政権発足直前の2012年11月末の112兆円と比較して、400兆円強も増加している。国債価格下落時には日本銀行の資産が傷み、日本銀行券、すなわち円の価値を下げ輸入インフレの恐れがある。

## インフレは弱者に厳しい

金利の上昇やインフレが発生した場合、誰が傷付くのだろうか。日本銀行の資金循環統計における2019年度末の主な経済主体別の金融資産・負債を見ると、法人企業(非金融法人企業と金融機関の合

計)は428兆円の金融負債超、一般政府が709兆円の金融負債超の一方、家計は1,485兆円の金融資産超である。インフレになった場合、企業と政府の純負債は実質的に圧縮され軽くなる一方、家計の純資産は実質的に減価し資産を失うことになる。また、法人所得課税は基本的に定率だが、個人所得課税は所得税が累進課税の為、実質所得が不变なのに適用税率が上昇するブラケットクリープによる実質増税の効果もある。これらの事柄から、インフレはインフレ税などと言われることもある。経済主体別では、元々最も弱い家計がインフレの犠牲となる。

もちろん、家計も個別に見れば様々だが、世代としては高齢者世帯がとくに金融資産超である。家計調査年報によれば、二人以上世帯における2019年平均の世帯主年齢29歳以下、30歳代までは貯蓄より負債が多く、40歳代でほぼ同じとなり、50歳代以上は負債より貯蓄が多い(図)。世帯主年齢が上昇するほど貯蓄超過額が大きくなり、70歳以上は2,183万円の貯蓄超である。インフレ下において賃金の上昇は物価の上昇に遅れさらに不十分であることも多いが、生活を営むに十分な労働所得があれば、問題は小さくなる。しかし、高

齢者で公的年金に加え貯蓄を取り崩し生活している場合、公的年金はマクロ経済スライドのためインフレ耐性は不十分で、金融資産は実質的に減価する。つまり、家計のなかでも労働所得を持たないあるいは十分でない世帯が、インフレ下で最大の犠牲者となる。

## リスク・マネジメントの発想を

膨大な日本の財政赤字によるマクロ経済への影響を検討する際、リスク・マネジメントの考え方方が重要である。リスクが顕在化した場合にその被害が大きくさらにその顕在化可能性の高い事象があれば、最優先で回避に努めるのは当然だろう。財政赤字の問題は、これには該当しない。ポイントはその次で、リスクが顕在化した場合の被害は甚大だがその発生可能性が低い事象と、被害は小さいと想定されるが発生可能性の高いものは、どちらを優先させるべきだろうか。リスク・マネジメントの発想では、前者を優先すべきであり、財政赤字によるインフレや金利の上昇などはそうしたリスクに相当する。

財政赤字によるリスクは、前述の通り一部の理論に依拠すれば顕在化しない可能性もある。しかし、それは非常に危ない賭けである。我々が賭けているのは家計、とくに一部の富裕層などを除いた一般の世帯や弱者の生活である。

インフレなどの回避に必要なことは、コロナ後の財政再建であり、超高齢社会において一定の行政サービスを維持するには、とくに増税が必要となる。均衡財政を求めるものではないが、ドイツのように平時は財政赤字の縮小に努め、災害などが発生した際に十分な支出や減税が実施可能な財政状況を構築すべきである。日本財政の難しさは、高齢化が進行し行政サービスの水準を上げられないなかで負担を増やさなければいけない点にある。しかし、それでも財政再建は不可避である。また、日本銀行が既に多額の国債を購入し貨幣供給を膨らめていて、出口を模索する段階にあることも問題を難しくしている。インフレで実質的に政府債務を減

価させるインフレ税よりも、担税力を様々な形で組み合わせ低所得者への配慮なども可能な課税の方が、より適切である。

## 財政民主主義の危機

2020年度の補正予算の重要な問題点についても、ふれておかなければならない。第一次補正予算については、国会における議決権が問われるものであった。国会に予算案が提出され財政演説が行われたのが2020年4月27日で、予算成立は4月30日だった。きわめて短期間での審議は、国民の生命や生活を守る為に必要なスピードだっただろう。しかし、それであれば新型コロナ対策で必要不可欠なものだけ計上しなければいけないのは当然である。

第一次補正予算は、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発(1.8兆円)、雇用の維持と事業の継続(1.9兆円)、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復(1.8兆円)、強靭な経済構造の構築(0.9兆円)、今後への備え(1.5兆円)で構成されていた。このうち、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復と強靭な経済構造の構築は、第一次補正予算から切り離し、通常の補正予算と同様の国会における議論を経て議決されるべき内容である。国会の審議権を軽視した内容であり、与野党問わず内閣に強く抗議しなければいけない。

第二次補正予算は、事前決議の原則に反する巨額の予備費の計上が問題である。第二次補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策予備費として10兆円が追加された。予備費は、憲法87条で認められた事前決議の原則の例外である。財政の機動性確保の為に計上され、国会の議決を経ずに内閣の責任で緊急の支出などに充当される。事後に国会の承諾が必要で政府が好きに使用できる訳ではないが、従来、予備費の計上は事前決議の原則を重視し抑制的であった。2020年度当初予算の予備費は、一般会計歳出の0.5%に過ぎない5,000億円である。過去、1999年度などに

公共事業等予備費（最大5,000億円）や2009年度の経済緊急対応予備費（1兆円）、2010年度などに経済危機対応・地域活性化予備費（最大1兆円）、2011年度に東日本大震災復旧・復興予備費（5,657億円）が別途計上されたこともあったが、多くても1兆円程度だった。

予備費の金額自体に、法的な制約は無い。ただし、事前決議が原則で、予備費はあくまで例外なので、巨額の予備費の計上は憲法の趣旨に反する。第二次補正後の主要経費別分類で見て、新型コロナウイルス感染症対策予備費を凌ぐ規模の費目には、社会保障関係費、国債費、地方交付税交付金、中小企業対策費とあるが、中小企業対策費は増加分の多くが日本政策金融公庫出資金や中小企業再生支援利子補給金で、その他の多くは一定のルールに基づき特別会計に繰り入れられるものである。公共事業関係費（6.9兆円）や文教及び科学振興費（6.0兆円）、防衛関係費（5.3兆円）など政策的に使途を決定する費目と比べその大きさは顕著である。

既に第一次補正予算で新型コロナウイルス感染症対策予備費は1.5兆円計上されているうえ、地震や火山噴火といった災害とは異なり、数兆円規模の支出の計上が半月程度待てないものではない。第二次補正予算は、案が閣議決定されてから16日後に成立している。第二次補正予算における

巨額予備費の追加は、不必要である。財務大臣が追加分10兆円のうち5兆円分について、大まかな使途を国会で説明したが、事前決議の原則を充足するものではない。第二次補正予算における巨額の予備費の計上は、決して前例としてはならない。問われているのは、日本の財政民主主義のあり方である。■

### 《注》

- 1 第二次補正後の国債発行計画では市中発行分で増加分を消化し、カレンダーベース市中発行が本文の他に20年債2.7兆円増、30年債1.8兆円増、10年物価連動債0.8兆円減、40年債・流動性供給入札変わらず、そして第II非価格競争入札等2.1兆円増、年度間調整分14.2兆円増となっている。
- 2 Economic Outlook 107では、今後の見通しとして、新型コロナウイルスの感染が第一波で終息する場合(Single-hit scenario)と2020年内に第二波が襲う場合(Double-hit scenario)が示されている。本稿では、執筆時の日本を含む各国の状況から、第二波が襲う場合の見通しを示している。なお、第一波で終息する場合の見通しでも、本稿の趣旨は変わらない。

### 《参考文献》

- IMF (2020) *Fiscal Monitor-April 2020*, IMF.  
 OECD (2020) *Economic Outlook 107 (June,2020)* , OECD.  
 井出英策編著 (2013) 『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房  
 神野直彦 (2007) 『改訂版 財政学』有斐閣



# 新型コロナウイルス対策の 「奇妙な成功」と旧来型対応 —行政対応能力と正統性の「危機」—

菊地 端夫

明治大学経営学部公共経営学科教授

## はじめに

朝晩の寒さもいよいよ厳しくなり、2020年も師走の一か月を残すのみとなった。「COVID-19」という名称とはいえ、2020年は新型コロナウイルスに始まり、翻弄され、終始した一年となった。本稿執筆時点(11月中旬)で、日本の感染状況は第三波を迎つつある様相を呈している。春先の頃には、ワクチンや治療薬が早々にも開発され収束に向かうであろうとの楽観的な見通しも聞かれていたが、コロナとの闘いは来年以降もしばらく続くことが予想される。本稿では、政府の新型コロナウイルス対応の特徴を明らかにすることを通じて、その「奇妙な成功」の故に今後感染拡大の波状攻撃が襲ってきた場合、政府の取り組みに対する正統性の低下と行政の有する危機管理対応能力の衰退により、危機管理対応の「危機」を招く可能性を

指摘する。

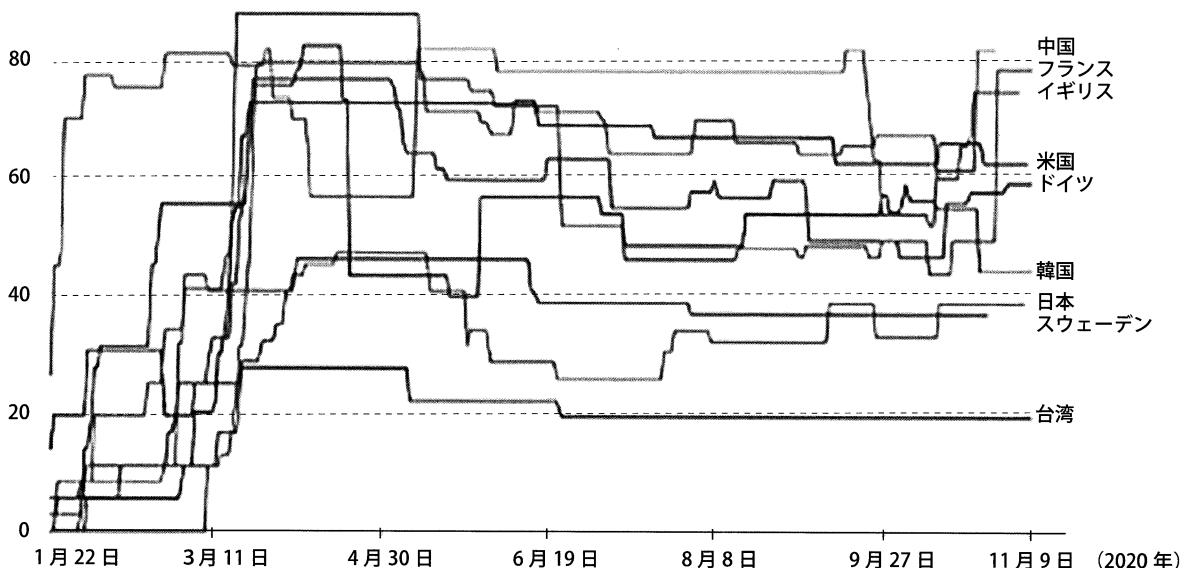
わが国の危機管理政策は、地震や台風など「自然災害大国」の特徴から自然災害対応偏重であり、災害の要因や種類、規模を問わずに感染症の世界的流行を含めたあらゆる災害に対応する「オールハザードアプローチ」の必要性が指摘されてきた。この「オールハザードアプローチ」の特長は危機対応において「想定外」を無くすことであるが、新型コロナウイルスの急速な感染拡大とその後の緊急事態宣言を含めた対応は、まさに「想定外」で未曾有な経験であった。

次節以降では、最初に日本の新型コロナウイルス対応策の位置付けと特徴を明らかにすることを試みる。超高齢社会という悪条件にも関わらずロックダウンを選択せずソフトアプローチに終始した対策は、結果として人口比の感染者や死者数が抑えられていることもあり、今のところ海外からは「奇妙な成功」と評価されている。しかしその背景には、各種団体による啓発や誘導、動員を通じ半ば強制された自粛と、保健所や自治体の現場での総出による人海戦術という旧来の方法による対応があった。その代償として、国民の政府への不信の増大により正統性が低下し、現場の疲弊も招いた。旧来型の取り組みによる「成功」が将来の「危機」を招来する恐れを指摘し、日本の危機管理対応に潜む「危機」の芽を明らかにしていきたい。

### きくち まさお

明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程修了、博士（政治学）。専門：行政学、地方自治論、公共政策論。独立行政法人経済産業研究所派遣研究者、財団法人行政管理研究センター研究員、カリフォルニア大学バークレー校客員研究員等を経て現職。  
共著等に、『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析』（晃洋書房、2019年）、『政治・行政への信頼と危機管理』（芦書房、2012年）、*Dealing with Disaster: Public Capacities for Crisis and Contingency Management* (The International Institute of Administrative Sciences, 2020年) 他

図1 各国政府のコロナ対応策の厳格性



(出典) The Oxford COVID-19 Government Response Tracker  
(<https://www.bsg.ox.ac.uk/research/research-projects/coronavirus-government-response-tracker>) より作成。

## 新型コロナウイルス対応策とパフォーマンス：日本の位置付けの検討

中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染の拡大は、2020年の春先以降の厳しい渡航・入国制限を経て、各国内で対応が行われた。新型コロナウイルスへの政策対応を検討する際には、各国政府の「戦略や政策」、「医療や検査に関する能力・資源」、高齢化率などの「政策パフォーマンスを規定する環境条件」、検査数などの「政策のアウトプット」、そして感染者数などの「政策のアウトカム」に腑分けして検討することが有益である (Heorge et al. 2000)。

最初のコロナ対応の「戦略や政策」については、オックスフォード大学が各国の政策の厳格性指標 (government response stringency index) を作成して公表している。この厳格性指標は公表されている18種の情報を基に作成されており、学校の閉鎖や移動制限などの封じ込め策に関する指標が8、特定給付金などの経済支援策に関する指標が4、検査体制や医療供給策に関する指標が6となっている (Hale et al. 2020)。図1が、この18の指標を

基にした中国、フランス、イギリス、アメリカ、ドイツ、韓国、日本、スウェーデン、そして台湾の取り組みの厳格性指標（100が最大値）である。日本の位置付けは、全国に緊急事態宣言が発令された4月16日から5月25日までの間を含め、各国に比して厳格性が低いことがわかる。

政府の緊急事態宣言により各都道府県知事が外出自粛や休校、商店や施設の使用制限の「要請」を行ったが、各国が実施したロックダウン(都市封鎖)と異なり、「要請」や「指示」に従わない場合の罰則は設けられていない。欧洲ではスウェーデンの独自の取り組みが注目されたが、日本や韓国、台湾でもロックダウンは実施されなかった。一方で韓国は2015年に発生したMERS(中東呼吸器症候群)、台湾は2003年に発生したSARS(重症急性呼吸器症候群)の経験を有していることもあり、政策対応の迅速性(agility)が高かったことも指摘されている (Moon 2020) 1。

医療や検査に関する能力・資源については、アメリカなど健康保険制度が浸透していない国々に比して、日本の国民皆保険制度が新型コロナウイルス対策の重要な基礎になっていることは多くの論者によって指摘されている。なお、イギリスも公的負担

健康保険サービスであるNHS（National Health Service）を有しているが、イギリス政府が外出自粛の呼びかけとして「Stay Home ->Protect the NHS->Save Lives」と、医療従事者のみならず医療保険制度全体への負荷を回避することを重視したメッセージで呼び掛けていたことは、危機対応の行政への負荷回避の観点からも示唆的である。皆保険制度という優れた制度に比して、検査体制が整わず検査数の少なさが感染状況全体の補足を難しくしているとの指摘は根強かった。病床数に関しては、病床区分が異なるため厳密な比較が難しいが、日本の人口比のベッド数は世界でも有数である。またCTスキャナーの普及率も日本が突出して高く、重症率や死亡率の低さにつながったとの指摘もある。

新型コロナウイルス対策を規定する重要な環境条件として高齢化率があげられるが、日本の高齢化率は約28%（2020年）であり、世界有数の超高齢社会である。その他の環境用条件として喫煙率や貧困率があげられるが、喫煙率はOECD加盟国中ほぼ平均であり、貧困率については相対的貧困率が上昇しているものの、絶対的貧困率は他国に比べて低い。超高齢社会という悪条件の中での、新型コロナウイルス対応であった。

新型コロナウイルス対策の重要なアウトプット指標がPCR検査数であるが、OECDの調査では4月から5月にかけての日本の人口比の検査数はOECD加盟国平均のわずか10分の1以下であった（OECD 2020）。一方で検査によって判明する感染者数は人口比では中国や韓国よりも多いものの、アメリカやヨーロッパ諸国よりは低い数字となっている。結果として、新型コロナウイルス対策の重要な政策アウトカムである人口比の死者数や致死率はともに低くなっている。検査数の少なさから感染者の補足漏れによって「隠れコロナ死」の可能性が指摘されていたが、現時点では大幅な超過死亡は観察されていない。

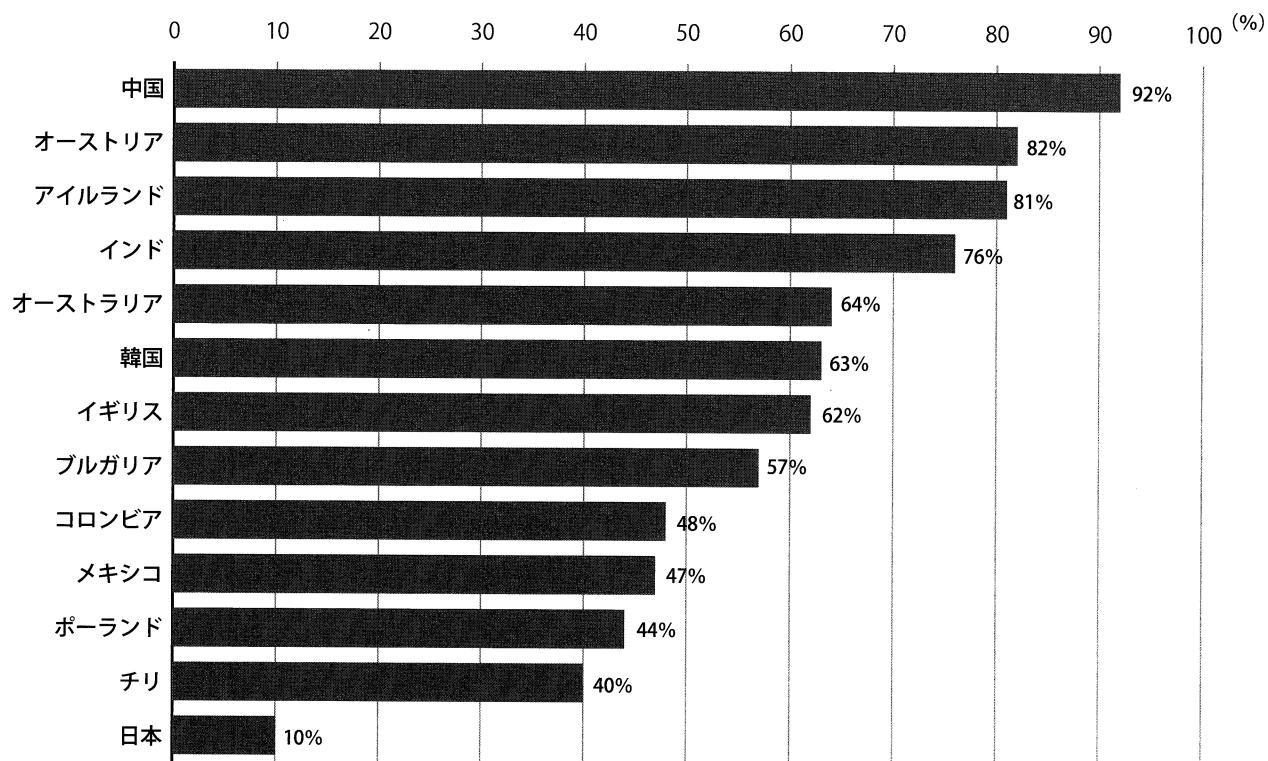
## ソフトアプローチと「奇妙な成功」

上記のように日本の新型コロナウイルス対策を政府のもつ「戦略や政策」、「医療や検査に関する能力・資源」、「政策パフォーマンスを規定する環境条件」、「政策のアウトプット」と「政策のアウトカム」の各側面から検討を行うことにより、日本の取り組みの特徴が浮かび上がってくる。

わが国では多くの国が実施したようなロックダウンと異なり、緊急事態宣言に基づく各都道府県知事による「要請」が中心であった。加えて、韓国のように感染者の濃厚接触者の特定を携帯電話の位置情報を使ってプライバシーにまで踏み込んだ調査は行われていない。さらには新型コロナウイルスは指定感染症となつたため感染者は保健所長から入院の「勧告」を受けるが、一類や二類感染症と異なり強制的な措置を行うことができない。日本の取り組みは、MERSやSARSなど近年の感染症対策の経験を有している韓国や台湾と同様にソフトアプローチ（less coercive model）であり、加えてITを駆使した濃厚接触者の特定と大規模な検査体制を敷いた両国と比べ、対症療法的な政策（reactive approach）に終始したことが特徴である。

しかしその結果は、超高齢社会という大きなハンデがあるなかで、人口比での感染者数や死者数は各国と比べても低く、大幅な超過死亡も観察されていない。日本の新型コロナウイルス対策は、超高齢社会という悪条件の中、厳格な隔離政策もとらず検査体制も整わない中で、「奇妙な成功」とも呼べる状況となっている（Sposato 2020）。この「奇妙な成功」の要因である「ファクターX」についてマスク着用文化やBCG接種の影響など様々な仮説が指摘されているが、要因は一つであるとは限らない。実際には衛生環境面や文化的側面、遺伝的要因など異なる種類の要因が相互に絡み合っているのが現状であろう。

表1:各国民の政府の新型コロナウイルス対策への評価割合



(出典) IRIS (global network of independently owned market research institutes) COVID-19 Public Sentiment Survey (2020年4月)

(注) IRIS 加盟の15か国で3月27日から4月15日にかけて実施。日本では株式会社スガタリサーチが18歳から70歳までの1000名にオンラインアンケートで実施。

## 「道徳的説得(moral suasion)」による動員と行政の「人海戦術」

本節では、この「奇妙な成功」を導いた様々な「ファクター X」の内、政治行政上の仮説として「道徳的説得 (moral suasion)」による誘導と社会動員、そして行政の「人海戦術」の二点を指摘したい。

ハーバード大学歴史学教授のアンドリュー・ゴードン(Andrew Gordon)は、強制力に基づかない緊急事態宣言を多くの日本人が聞き入れた背景として、「道徳的説得(moral suasion)」の存在を指摘する(Gordon 2020)。Moral suasionは「教化」とも訳され、説き教えて感化し人々を仏道に導く意味として用いられるが、社会にある様々な団体を通じて人々を啓発し「望ましい」方向に社会全体を説得し動員する方法であるとされる。社会にある様々な団体や組織を通じた説得や動員の具体的な事例は、戦前や戦中のみならず、戦後においても1970年代オ

イルショック時の省エネの呼びかけ、2011年の東日本大震災後の節電への取り組みなどにおいてみられた。また、所管省庁による企業などへの不透明な「行政指導」も、法的な裏付けのない説得や誘導であったといえる。

2020年の新型コロナウイルス対策でも、業界団体など各種団体を通じた感染予防に関するガイドラインが策定され、その「順守」が強く求められた。SNSによる「自粛警察」騒動は、「個人」を自由に発信できるようになった(とされる)新しいコミュニケーションツールを通じて、伝統的な説得や動員の方法である「道徳的説得 (moral suasion)」がむしろ再生・強化された現象でもあった。

二点目行政上の要因として指摘できるのが、自治体による「人海戦術」である。新型コロナウイルスの対応にあたる保健所では、通常業務に加え住民からの電話相談、PCR検査対応、感染者の受診調整、濃厚接触者の特定などの積極的疫学調査、クラスターが発生した病院の患者の転院調整

など多岐にわたる業務が発生した。全国の保健所数は平成の市町村合併により大幅に減少したが、自治体の保健師総数自体は増加傾向である。しかし保健師の配置は保健所ではなく本庁の介護保険部門、国民健康保険部門、福祉部門、児童福祉部門での増加が顕著であり、感染症対策の要となる保健所の保健師数は頭打ちとなっていた。そのため、新型コロナウイルス対策による時間外労働(残業)が「過労死」ラインとされる月100時間をこえる職員が各保健所で相次ぎ、京都市では月の残業時間が最大251時間に達する職員が出るなど、過酷な勤務状況が続いた(京都新聞2020年7月10日)。

また、緊急経済対策である特別定額給付金の支給事務についても、緊急事態宣言の最中、多くの自治体で職員総出の「人海戦術」がとられた。自治体の総職員数は1994年の約328万人をピークにその後の20年間で17%減少しているが、この間に警察職や消防職の定員は増えているため、一般行政職に限っては4分の1近い23%の削減となっている。新型コロナウイルス対策、そして経済対策の「現場」である保健所や自治体では、大幅な超過勤務や職員総出による人海戦術など、ぎりぎりの対応が続いたのである。

## 国民、行政への負荷と政府の取り組みに対する低評価

国家が新たな危機に直面した際、対応する政治リーダーに対する支持が高まる「旗下結集効果(rally around the flag)」が発生することが知られているが、今回の新型コロナウイルス騒動でも、各国でこの効果が広く観察されている(Bækgaard et al.2020)。一方、日本では、上述したように未曾有の出来事であった新型コロナウイルスへの対応に関して国民は「要請」や「お願い」であるにも関わらず都道府県や各種団体を通じた啓発と説得によって半ば強制された自粛を強いられた。さらに現場の保健所や自治体では残業や人海戦術など現に有している資源の最大動員による対応を取らざるを得

ず、利便性向上と職員の事務軽減につながるはずであったデジタル化は、特別定額給付金のオンライン申請を中止した自治体が相次いだように、混乱の要因ともなった。

この結果、人口比の感染者数や死者数などに関する評価は「奇妙な成功」と海外から評価されるものの、国民による政府の新型コロナウイルス対応に対する評価は低いままである。NHK世論調査によると3月以降に内閣支持率は一貫して低下し、退陣を表明した8月の内閣支持率は34%と、8年近くに及ぶ第二次安倍内閣の中で最も低い水準となつた。各国政府の新型コロナウイルス対策への評価を調べた国際比較調査においても、日本の評価は他国の評価よりも大幅に低くなっている(表1参照)。調査時期のタイミングやサンプルの歪みなどにより厳密な比較は困難であるが、人口比で感染者がはるかに多い国々での評価よりも圧倒的に低評価となっているのが特徴である。

## おわりに：新たな危機への旧来型対応が招く「危機」

新型コロナウイルスへの対応は政府のみで完結することは不可能であり、企業や団体、国民との協力・協働を可能とするガバナンスとその正統性が必要とされる(Christensen and Laegreid 2020)。世界的な広報・マーケティングコンサルティング会社のエデルマンが4月に世界11か国、約13,200人を対象に行った調査では、対象国中、唯一日本だけが新型コロナウイルスへの対応を契機に政府(中央政府)への信頼が低下したことが報告されている(エデルマン・ジャパン 2020)<sup>2</sup>。

新型コロナウイルスという未知のウイルスへの対応に関して、日本ではこれまでと同様の「道徳的説得(moral suasion)」による各種団体を通じた自粛のお願いが強行され、保健所や自治体の現場ではマンパワー頼みによる綱渡りを強いられ疲弊した。こういった旧来型の対応による国民や行政への負荷の結果、「奇妙な成功」と引き換えに政府への信頼という正統性が大きく毀損されたのであれば、そ

の代償は大きい。

新型コロナウイルスへの対応は来年以降もしばらく続くことが予想されている。第二波、第三波と感染拡大の波状攻撃への対応が自肅の「要請」や人海戦術など再び旧来の方法によって繰り返されるなら、自治体が有する危機管理対応能力の減退と政府の取り組みに関する正統性の低下により、危機管理対策の「危機」を招く恐れがある (Samuels 2013)。疲弊を回復させ正統性を取り戻し成功に潜む危機をどう回避していくか。2021年は、持続可能な行政の危機管理体制と新型コロナウイルス対策の構築に向けた正念場となるはずである。■

### 《注》

- 1 徴兵制を敷いている国では集団生活を送るため感染症対策の経験を国民の多くが共有しているとの指摘もある。
- 2 なお自治体への信頼度が中央政府への信頼度を大幅に上回っており、その差はアメリカの連邦政府と州・地方政府への信頼度の差に次いで大きかった。

### 《参考文献》

- エデルマン・ジャパン (2020) 「2020 エデルマン・トラストバロメーター 中間レポート (5月版)：信頼と COVID-19 パンデミック」 <https://www.edelman.jp/research/20200609>
- Bækgaard, Martin et al. (2020) . “Rallying around the flag in times of Covid-19: Societal lockdown and trust in democratic institutions” *Journal of Behavioral Public Administration* 3 (2) pp.1-28.

- Christensen, Tom and Per Laegreid. (2020) . “Balancing Government Capacity and Legitimacy: How the Norwegian Government Handled the COVID-19 Crisis and High Performer” *Public Administration Review* 80 (5) pp.774-779.
- Gordon, Andrew. (2020) . “Explaining Japan’s Soft Approach to COVID-19” *Epicenter Weatherhead Center for International Studies, Harvard University* <https://epicenter.wcfia.harvard.edu/blog/explaining-japans-soft-approach-to-covid-19>
- Hale, Thomas et al. (2020) . “Variation in government responses to COVID-19 Version 8.0 ” *BSG-WP-2020/032 Blavatnik School of Government, University of Oxford* pp.1-29.
- Heorge, Bert et al. (2020) . “A Guide to Benchmarking COVID-19 で 9 Performance Data” *Public Administration Review* 80 (1) pp. 696–700.
- IRIS (2020) . COVID-19 Public Sentiment Survey <https://www.sugataresearch.com/jp/news/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19-Public-Sentiment-Survey-Multi-Country-Study.pdf>
- Moon, Jae. (2020) . “Fighting COVID-19 with Agility, Transparency, and Participation: Wicked Policy Problems and New Governance Challenges” *Public Administration Review* 80 (1) pp. 651-656.
- OECD (2020) . *Testing for COVID-19: A way to lift confinement restrictions.*
- Samuels, Richard. (2013) . 3.11. *Disaster and Change in Japan*. Ithaca: Cornell University Press.
- Sposato, William. (2020) . “Japan’s Halfhearted Coronavirus Measures Are Working Anyway” *Foreign Policy* May 14, 2020. <https://foreignpolicy.com/2020/05/14/japan-coronavirus-pandemic-lockdown-testing/>



# 福祉・人権の危機

—COVID-19長期化がもたらす不安の蓄積と自助の懸念—

安藤 藍

千葉大学教育学部准教授

## はじめに—新型コロナウイルスと福祉

本稿執筆中の11月、世界中で新型コロナウイルスの第3波に見舞われ、長期戦になりそうなこの感染症とどう共存するかがまさに問われている。この数か月間、家庭内暴力や生活困窮者の増加、エッセンシャルワーカーの労働問題等の差し迫った課題はもとより、世界中の多くの人々が予想だにしなかった暮らしの一変を経験した。

本稿は福祉を題材とするが、「福祉」という概念には、よい暮らしといった一種の理想状態をさす目的概念としての用いられ方がある(直井2010)。よいという状態には価値判断を含み、相対的で曖昧なものだが、コロナ禍では生活の価値そのものを考えさせられたようにも思う。また、そのよい暮らしの実現のため、何らかの「支援」を通じて幸せな暮らしを実現するあるいはそれを保障することも、「福祉」と呼ばれることがある(ibid.)。または、広義の社会福祉として社会的施策の「社会福祉」の対象をすべて

の国民に広げ、日常生活の総合的な保障を目指すという認識と、狭義の社会福祉として対象をいわゆる「社会的弱者」に限定し、そうした人々の生活救済、保護を目指すものとみなすこともある(山縣・岡田2016)。狭義の福祉にしても、誰を対象として、その問題を解決するためいかなる資源をどういった援助者がもちいて解決に導くか等、見方は色々だ。そう考えると、福祉的な問題を網羅して取り上げることは非常に広範に及ぶ。ここでは紙幅のゆるすかぎり、狭義の福祉とその周辺を前提としつつ、広義の福祉にも目配りすることにしたい。本稿の目的は、新型コロナウイルス感染拡大がどのような福祉や人権の危機を生んできたのかを概観し、とりわけ家庭環境に不利をこうむった子どもについてより詳細に述べつつ、今後の危機についても検討することである。

## ひずみの顕在化、格差の拡大

コロナ禍で社会問題化した事柄の多くは、すでにあったひずみが可視化されたにすぎない場合も多い。くわえて、こうしたひずみから生まれた格差がさらに拡大しつつあるといえよう。

## 周辺にあった生活困難層の可視化

4月の緊急事態宣言発出により、休業要請を受け居場所を失つたいわゆるネットカフェ難民は4000人<sup>1</sup>ともいわれ、メディアに頻出していたのも

あんどう あい

千葉大学教育学部。家族社会学、福祉社会学。

主著は『里親であることの葛藤と 対処一家族的文脈と福祉的文脈の交錯』(2017) ミネルヴァ書房。

記憶に新しい。貧困研究においては、日本のホームレス概念は海外と比して狭く認識され、ネットカフェや友人宅を転々とするような暮らしも、世界的にみればホームレスの一種であるという（丸山 2013）。路上生活者でなくとも安定的な住居のない人々の存在はかねてから指摘されていたが、今回のコロナ禍で行き場を失つたことで、改めてその排除の構造が浮き彫りになった。NHKの全国36の自治体アンケートによれば、職を失うなどの理由で家賃の支払い困難になった人への住居確保給付金の申請件数は4～7月の4か月間だけで5万件近く<sup>2</sup>となり、前年同時期のおおよそ90倍にのぼった。最長9か月まで支給期間は延長可能とはいえ、最初の「原則3か月」の期間では生活を立て直せず、8月分から支給期間を延長した人が全体の56%だ（NHKオンライン2020）。とりわけ20代から40代の働き盛り世代で70%以上になるという。第3波、第4波とつづけば更なる休業要請や自粛により、収入減収等じわじわと貧困に陥る層が拡大しかねない状況にある。

### 不均衡なリスク

休業や廃業、減収は誰にでも同じリスクで降りかかるわけではなく、不均衡にその影響を及ぼす。たとえば、業種や世帯構造、ジェンダーによる差異等がまず浮かぶ。労働政策研究・研修機構の「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」5月・8月個人調査結果の分析（高見2020）では、在宅勤務が7月最終週で週に0日の割合は特定の業種（建設、小売、サービス業等）・職種（対面サービスの業種等）や地域に相対的に高く、また女性、非正規雇用、低所得層ほどコロナ禍で大幅な月収減少を経験していた<sup>3</sup>。周燕飛（2020）の分析でも、就業形態、業種、企業規模などの要因を考慮しても、女性、とりわけ子育て中の女性の雇用状況悪化が顕著であるという。未成年子をもつことの休業率や労働時間悪化に対する効果は、男性の雇用状況には影響せず、女性のみにあらわれている。分析結果から、コロナ禍によって増えた家事と子育ての負担が、女性の側に集中していること

がうかがえるという<sup>4</sup>。こうした偏向は、世帯構造別にみれば、ひとり親世帯の厳しい状況を推察させる。コロナ以前より、日本のひとり親家庭の就業率は海外諸国と比べても高いにもかかわらず、二人親世帯と比して相対的貧困率が極めて高いことが知られてきた（藤原2018他）。働き手が1人で子育てをも担うひとり親家庭は、男性稼ぎ手型の労働者像と男女格差を埋め込んだ社会構造で、非正規雇用のダブルワーク等の長時間労働や不安定収入状態になりやすい。一般社団法人ひとり親支援協会（2020）の調査では、コロナの影響で7割弱が収入減・収入減の見込みながら支出増は8割におよび、7割強がひとり親家庭への臨時特別給付金を受給していた。臨時特別給付金の使途として、9割は生活費や返済に充てられている<sup>5</sup>。

### ステイホームと暴力の発見

さらに家庭に目を移せば、企業・学校の休業要請や活動自粛等に伴い、子どもや家庭の生活環境が変化する中で、虐待のリスクが高まりが懸念されている。すでに様々な媒体で指摘されるように、保護者のテレワークや休業、子どもの学校休業等によって、平時よりも閉鎖空間で家族が過ごす時間が長くなつたことは、ストレス蓄積や不和にもつながっている。国連組織であるUN Womenによれば、安全や健康、金銭的不安、狭い生活環境等から世帯が緊張感の増す状況におかれると、家庭内暴力のレベルが急上昇するという。2020年5月、コロナ禍で家庭内暴力の世界的な増加に焦点化し、暴力に支配された家庭にとわられることをThe Shadow Pandemicと名付け、啓発キャンペーンを行つてゐる。日本の状況をみてみると、児童虐待相談対応件数の2020年1月～6月分速報値によれば、全国合計で前年同月と比較すると、3月以降に相談対応件数が伸びたといった状況はみられない。しかし、かりに増えたとしても、新型コロナウイルス感染との因果関係を証明するのは困難である。傍証するならば、児童相談所による訪問を感染不安を理由に拒否する例等から、公的支援の俎上にのぼらないケースが一定数存在した可能性

は否定できない。

### ふれあい、つながりからの断絶

経済的困難、家庭内のケア等の困難にとどまらず、福祉現場における対面の相談援助や入所施設利用者のケアも困難に見舞われた。3月から全国の社会福祉協議会で実施された生活福祉資金の特例貸付の例では、本来貸付と相談支援が一体的に行われることが利用者からも一定の評価を得ていたものの、殺到する相談者の声に耳を傾け丁寧に対応することが困難であったという（杉田2020）。より共助的なつながりでは、自死家族やアディクション等様々な当事者会は、オンライン化ができ新たなつながり方が可能になった団体もあれば、事態の鎮静化まで活動がストップしている団体もあった。これからつながりたいと願っていた人にとっては、どれほどつらかっただろうか。視覚障害のある人が電車に乗っても声をかけてもらえなくなったというエピソード（藤野2020）もあり、生活課題を抱えた本人ばかりではなく、街中のちょっとした声かけに至るまで人との距離感が生まれていることをうかがわせる。

このほか、福祉供給体制に注目すれば、通所系の利用者の利用控えと施設側の運営中止による財政的な影響、職員のストレスや過重労働、感染者を出した福祉施設等への誹謗中傷等（武居2020）等、ここで取り上げたのは新型コロナウイルス感染症に端を発した福祉問題の氷山の一角にすぎない。その背景には、家族というセーフティネットに頼れなかったり、脆弱な福祉制度にすくいあげられない人など、バルネラブルな状態にある人々にしわ寄せがいく事態が確認される。淵源をたどると、根強い男性稼ぎ手・女性のケア役割を所与とした家族を福祉の担い手として組み込んだ社会構造がある。新型コロナウイルスに限らずとも、災害被害時等にも相通ずるものもある。

## 家族経験にかかわる困難 —児童養護や社会的養育の場から—

ここからは、そうしたバルネラブルな状態にある1つとして、子どもに着目したい。筆者は社会的養育という、虐待や様々な事情により親元で暮らせない子どもとその養育者たちの生活世界を主たるフィールドとしてきた。要保護児童とよばれる社会的養育下の子どもたちは、全国でおおよそ4万5000人にのぼる。被虐待歴のある子ども、愛着関係形成や発達障害等のある子どもも多い。「ステイホーム」をかけ声に「不要不急」の外出を控えることを余儀なくされた子どもたちやその支援者の様子を紹介する。

### 子育て一般の／社会的養育特有の困難

コロナ禍では、社会的養育とはかわりなく子育て家庭一般と共にみられた困難と、社会的養育に特有の困難とがありうる。共通点でいえば、家にいる子どもの宿題等の管理や、人が少ない頃合いをみはからって外に連れていく、3食の食事作りといった家事育児内容の増大だろう。PCやWi-fiのような機器の所持もばらつきがあり、自粛生活に耐えうる環境づくりにも追われた。一方、社会的養育ならではといえば、子どもに関わる関係機関や子どもの実親らとの連絡や面会がしにくくなったり、子どものストレスがより増大すること等が考えられる。里親の星野は「新型コロナウイルスに対し『絶対に感染させてはいけない』という強い思いや不安を抱えている」という、公的に子どもをあずかるという立場からくる緊張感も語っている（日本財團ジャーナル2020）。小学校低学年の里子をあずかる里親の話を聞くと、子どもとともに過ごす時間が増えたことで里親子の信頼関係は築きやすかつた面もあったそうだ。ネグレクトなど不適切な養育環境にあつた子どもの中には、大人からの働きかけが十分でなく発達がゆっくりであるケースや、特定の大人との愛着関係形成に課題があるケースもあるという。裏を返せば、ある程度つきつきりでみてやらねばならない子どももそれなりにいるといえる。

また、里親であれば通常、里親認定される際や定期的な研修、当事者のサロン等があるが、これらもしばらくなくなつたという。里親というと、日本ではまだまだ珍しいと言わざるを得ない。日々の養育で実子の子育てとはまた違う悩みを吐露できる場がないことは、深い孤独感をもたらすおそれがある。とりわけ、里親になりたてで信頼できる里親仲間がまだない場合には、児童相談所や里親支援専門相談員といった専門職による時折の電話連絡に頼ることになるだろうという。話を聞いた里親の場合には、インフォーマルな養育資源や養育知識のある里親だったこともあり、それほど閉鎖的な養育にならずに現在に至っているようだが、里親になって日の浅い人を心配していた。個人の社会資源の差、手間ひまをかけられる時間や労力の差といった要因によって、抱える困難の蓄積や子どもの養育環境にも時間の経過につれ差が開いてしまう可能性があるということだ。

### 予期しない妊娠に対する葛藤相談、特別養子縁組あっせん機関から

社会的養育に入る手前、あるいは入らないかもしれないが周辺にある層をみてみよう。それは妊娠をめぐる葛藤である。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組とがある。子どもの福祉のために永続的な家庭を提供する制度として、要件<sup>6</sup>を満たすならば特別養子縁組が検討されることがある。予期しない妊娠に対する葛藤相談や特別養子縁組をおこなう専門機関の1つ<sup>7</sup>にたずねたところ、コロナ禍で妊娠葛藤相談件数が増えたという。当該機関は、医療、福祉、心理の専門家らが相談支援から養親の審査・研修、縁組後のアフターフォローまで一貫して行う。通常であれば、妊婦を支える地区担当保健師と連携しながら支援するプロセスがあるが、第一波の頃保健師はコロナ対応に駆り出され、その協力を得られない状態にあったという。たとえば、母子手帳発行時の病院同行、対面での面談もできなかつた。また、病院にも支援機関の支援者が出入りできなくなつてしまつた。しかし、病院のガイドライン作成やコロナ対応担当者の増員等が

進んできたことで、保健師や病院との連携がスムーズになり、現在では妊娠葛藤相談における対応の質もコロナ禍以前とほとんど変わらないほどになつてきたそうである。妊娠葛藤相談におとずれる女性たちについて、あくまで感覚的なもので仮説であるということだが、妊娠、子育てに関して不安感を感じやすい人びとが、新型コロナウイルス感染拡大の中でより不安感を強め、平時ならば特別養子縁組あっせん機関にはつながらなかつたかもしれないが今回はつながるに至つた…という可能性を感じるという。

### 社会的養育を経験した若者たち

現に里親や児童養護施設等で生活をしておらずとも、かつて経験した若者たちが心身の健康、孤独感、自己肯定感の低さ、予期せぬ妊娠、貧困等の様々なリスクにさらされることが海外で報告され、当事者の声から始まる継続的な支援が求められている(Claire Baker 2017他多数)。日本でも自治体による調査等が実施されるようになり、孤立感や金銭管理、生活費等の困りごと、奨学金制度等の充実により進学率は上がるも中途退学割合の高さ等が報告されている(東京都福祉保健局 2017、NPO法人ブリッジフォースマル 2018等)。児童福祉法にもとづく里親や児童養護施設への委託は、原則18歳としつつケースによっては措置延長が可能である。しかし早くに自立を求められ、実親がありながら頼ることは期待できない若者たちは、今回のようなコロナ禍で影響を受けやすい。コロナ禍で社会的養育経験をもつ若者に対して行われた緊急調査(IFCA 2020)では、相談や支援を受けられるケースワーカーや施設職員がいると回答したものは25.9%にとどまり、必要な医療・精神的ケア・カウンセリング、薬の入手ができず困っていると答えたのも37.8%にのぼる。

### 自助の強調と家族依存の加速なきように

上述のように、社会的養育やその周辺領域からみえてくるのは、過去、現在、そして将来的な見通し

に安定した頼れる家庭環境がない場合の心許なさだ。里親家庭は、家族に依存する日本社会やより家族らしい家族を期待され、当事者も志向する実践がみられるし(安藤2017)、児童養護施設においても家族主義的な政策動向や家族依存のありかたに指摘がなされてきた(西田ほか2011、藤間2017)。家族に依存する度合いの高い社会のもろさは、社会的養育に限らず、平時でも高齢化社会の足音を背景に家族介護の限界等を通して露呈されてきたことだろう。コロナ禍で、介護や保育等の世話を社会化し、地域や福祉施設等と分担していた場合でも、家で看なければならなくなれば仕事を制限せざるをえない。しかしそこで、ケアされる側のためにも家族がそばにいることを良しとし、情緒的にも経済的にも支え合う家族が強調されないことを願う。感染拡大と鎮静化を繰り返す中で、たびたびかかる「ステイホーム」のかけ声は、建物の内にいて外出しないという以上のニュアンスを運んでくるようを感じることもある。あたたかい家庭は誰にでも所与のものではなく、家庭環境がないあるいはかつてなかつた人、家はあるものの決して安全とはいえない状況の人は、とても苦しい状況に追い込まれる。追い込まれた人も決して孤独に自助をしいられることがあつてはならない。

## おわりに

先の見えない耐久戦に突入し、年末にかけ経済的体力がもたず困窮に陥る人の増加が懸念されるのはいうまでもない。これにくわえて、第一波の頃のような問題とはまた違う、現在逼迫した困難になくてもうつすらと積もっていく不安感があるのではないか。自助の強調も不安感の遠因にあるように思われてならない。与党綱領にある基本的な考えには、「自助自立する個人を尊重し、その条件を整えるとともに、共助・公助の仕組を充実する」という、もともと防災の文脈で使われた文言が含まれ、現政権誕生時には一時Twitterのトレンド入りした。この数か月の間でそれぞれの福祉現場では対応ノウハウが蓄積されつつあるようだがそれにまか

せず、なにより自分で、そして家族で何とかせざるを得ないような状況に追い込まない対応が求められている。■

---

話を聞かせていただいた皆様にここに御礼申し上げる。

---

### 《注》

- 1 東京都福祉保健局、2018『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査』の結果 [https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/documents/14\\_02.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/documents/14_02.pdf) (2020年11月13日閲覧)
- 2 なお厚労省によれば、4月から9月までの6ヶ月で累計10万3918件の支給状況である。
- 3 たとえば、減収経験層ほど世帯の家計収支で赤字の割合が高く、たとえば月収が3割以上減少を経験する層は、家計収支でも46.3%が「やや赤字」「かなり赤字」となる等が明らかとなっている。
- 4 新型コロナウイルス感染症に端を発した今回の経済不況と雇用の急減を“She-cession”と呼ぶ経済学者がいるという。リセッション(recession)に伴う雇用喪失が、男性よりも女性に集中していることから生まれた造語(周2020)。
- 5 家計に注目がいきがちだが、大石(2017)が指摘するように、9時から17時以外の非典型時間の労働は子どもの健康や学業に影響があり、シングルマザーの就業率は二親世帯より高く非典型時間帯に働く割合も高いこと等から、シングルマザー世帯の子どもが享受する時間的投入の少なさにも言及される。
- 6 特別養子縁組とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度で、養親は原則法律婚の25歳以上の夫婦であること、養子は原則15歳に達していないこと、実父母の同意等がある。
- 7 中絶可能な時期を過ぎてしまった、子どもを育てられない、などの悩みに寄り添い、同行支援等も行う。民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に定める許可を受けた事業者でもある。

### 《引用文献》

- 安藤藍(2017)「里親であることの葛藤と対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯」ミネルヴァ書房。  
Coram Voice HP, Claire Baker (2017) "Care leavers' transition to adulthood", <https://coramvoice.org.uk/sites/default/files/999-CV-Care-Leaver-Rapid-Review-lo%20%28004%29.pdf> (2020年11月14日閲覧)  
藤野喜子(2020)「電車に乗っても、人から全く声を掛

- けられなくなつた—『新しい生活様式』と視覚障がい者』『社会運動』440:46-54.
- 藤原千沙（2018）「日本における『子どもの貧困』問題」『大原社会問題研究所雑誌』711:33-50 [http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711\\_04.pdf](http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/711_04.pdf) (2020年11月15日閲覧)
- IFCA HP (2020) 「新型コロナにかかる社会的養護の当事者への緊急調査 結果報告・速報」  
[https://86283326-d78e-4024-89ad-4ae6088278c8.filesusr.com/ugd/8d98e0\\_9efb082a57814a03b0a0b6efd17e8345.pdf](https://86283326-d78e-4024-89ad-4ae6088278c8.filesusr.com/ugd/8d98e0_9efb082a57814a03b0a0b6efd17e8345.pdf) (2020年11月15日閲覧)
- 厚生労働省「児童虐待相談対応件数の動向について（令和2年1月～7月分（速報値））」<https://www.mhlw.go.jp/content/000628642.pdf> (2020年11月15日閲覧)
- 丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる—貧困と排除の社会学』世界思想社。
- 内閣府「共同参画 特集1新型コロナウイルスに関連したDV 対策の取組について」2020年6月号, <https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202006/pdf/202006.pdf> (2020年11月17日閲覧)
- 直井道子（2010）「1総論 戦後日本の社会変化と福祉の変化」直井道子・平岡公一編『講座社会学11 福祉』東京大学出版会, 1-36.
- 日本財団HP, 2020年10月21日「新型コロナウイルスに翻弄される里親家族。『子どもを預かる』家庭に必要な支援とは」日本財団ジャーナル <https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2020/50455> (2020年11月14日閲覧)
- NHKニュース「『家賃払えない』給付金申請が90倍に新型コロナ影響」2020年9月9日6時2分配信, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200909/k10012608001000.html> (2020年11月18日閲覧)
- 西田芳正・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史（2011）『児童養護施設と社会的排除 - 家族依存社会の臨界』解放出版社。
- 大石亜希子（2017）「母親の非典型時間帯労働と子どもへの影響」労働政策フォーラム2017年10月3日資料、[https://www.jil.go.jp/event/ro\\_forum/20171003/](https://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20171003/)
- resume/02-kenkyu-oishi.pdf (2020年11月17日閲覧)
- NPO法人ブリッジフォースマル（2018）「全国児童養護施設調査 2018 社会的自立と支援に関する調査」[https://www.b4s.jp/\\_wp/wp-content/uploads/2018/12/554df29f75614095e2a9300902d49e7b.pdf](https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2018/12/554df29f75614095e2a9300902d49e7b.pdf) (2020年11月14日閲覧)
- 周燕飛（2020）「第47回コロナショックの被害は女性に集中（続編）—雇用回復の男女格差—」『JILPTリサーチアイ』（独立行政法人労働政策研究・研修機構）  
[https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/047\\_200925.html](https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/047_200925.html) (2020年11月15日閲覧)
- 一般社団法人ひとり親支援協会（2020）「【緊急】ひとり親家庭生活状況アンケート集計結果速報」<https://skuru.site/2020/11/04/f6/> (2020年11月17日閲覧)
- 杉田健治（2020）「生活福祉資金制度における支援の現状と課題」「月刊福祉」11:24-28.
- 高見具広（2020）「コロナ禍による仕事・生活への影響—JILPT個人調査（5月・8月）の結果から—」第2回雇用政策研究会資料、<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000694883.pdf> (2020年11月18日閲覧)
- 武居敏（2020）「新型コロナウイルスと福祉サービス」『月刊福祉』11:10-14.
- 藤間公太（2017）『代替養育の社会学—施設養護から〈脱家族化〉を問う—』晃洋書房。
- 東京都福祉保健局（2017）「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書」[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/24/documents/09\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/24/documents/09_01.pdf) (2020年11月12日閲覧)
- 山縣文治・岡田忠克（2016）『よくわかる社会福祉 第11版』ミネルヴァ書房。
- UN WOMEN HP “The Shadow Pandemic Violence against women during COVID-19”  
<https://www.unwomen.org/en/news/in-focus/in-focus-gender-equality-in-covid-19-response/violence-against-women-during-covid-19> (2020年11月18日閲覧)

